

○港区介護事業運営費補助金交付要綱

平成26年4月1日

26港保高第105号

(目的)

第1条 この要綱は、区内で介護事業を運営する事業者に対し、事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、高齢者の介護保険サービスの利用を促進し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象事業者」という。）は、区内で次に掲げる事業を運営する事業者とする。ただし、東京都又は区の指導検査において、指摘を受けた事項を改善しない事業者については、補助金を交付しないものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「老人保健施設」という。）
- (3) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）
- (4) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）
- (5) 介護保険法第8条第19項及び第23項に規定する小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスに係る施設（以下「（看護）小規模多機能型居宅介護施設」という。）
- (6) 介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護に係る事業所（以下「夜間対応型訪問介護」という。）
- (7) 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業所（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）
- (8) 老人福祉法20条の6に規定する軽費老人ホームのうち、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設（以下「ケアハウス」という。）

(9) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション（ただし老人保健施設を併設していること）を行う施設（以下「通所リハビリテーション」という。）

(10) 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護に係る事業所（以下「訪問介護」という。）

(11) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援に係る事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）

（補助対象経費及び補助金額）

第3条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

(1) 特別養護老人ホームの運営に要する次の経費

ア 職員の住宅を確保するための経費

イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費

ウ 介護補助員に要する経費

エ 区長が別表に定める事業に要する経費

(2) 老人保健施設の運営に要する次の経費

ア 職員の住宅を確保するための経費

イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費

ウ 介護補助員に要する経費

エ 区長が別表に定める事業に要する経費

(3) 認知症高齢者グループホームの運営に要する次の経費

ア 職員の住宅を確保するための経費

イ 区長が別表に定める事業に要する経費

(4) 老人デイサービスセンターの運営に要する次の経費

ア 職員の住宅を確保するための経費

イ 食事の提供に要する経費

ウ 介護補助員に要する経費

エ 区長が別表に定める事業に要する経費

(5) (看護)小規模多機能型居宅介護施設の運営に要する次の経費

ア 職員の住宅を確保するための経費

イ 食事の提供に要する経費

ウ 宿泊に要する経費

- エ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (6) 夜間対応型訪問介護の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (8) ケアハウスの運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費
 - ウ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (9) 通所リハビリテーションの運営に要する次の経費
 - ア 食事の提供に要する経費
 - イ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (10) 訪問介護の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (11) 居宅介護支援事業所の運営に要する次の経費
 - ア 職員の住宅を確保するための経費
 - イ 区長が別表に定める事業に要する経費
 - (12) 職員の住宅を確保するための経費について、第4条、第7条、第9条、第10条及び第12条に規定する手続及び公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業における提出書類の作成及び区長への提出を行政書士に代行させる場合の当該行政書士への報酬に要する経費（以下「手続代行経費」という。）
- 2 補助金の交付額は、予算の範囲内で別表に定める額の合計額とし、要件等は同表に定めるとおりとする。
- 3 前項にかかわらず、補助対象事業者が公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業による助成に係る要件を満たす場合は、この要綱による補助金の交付額から当該助成により受けることができる助成額を除いた額を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、区長が指定する期日までに、職員の住宅を確保するための経費及び手続代行経費については、港区介護事業運営費補助金交付申請書(住宅確保)(第1号様式)により、それ以外の経費については港区事業運営費補助金交付申請書(住宅確保以外)(第1号様式の2)を区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、港区介護事業運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた事業者(以下「補助決定事業者」という。)は、港区介護事業運営費補助金交付請求書(第3号様式)により区長に補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

(1) 第3条第1項の交付対象経費に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助決定事業者は、前項第1号に該当するときは、職員の住宅を確保するための経費及び手続代行経費については港区介護事業運営費補助金変更交付申請書(住宅確保)(第4号様式)により、それ以外の経費については港区介護事業運営費補助金変更交付申請書(住宅確保以外)(第4号様式の2)を区長に申請しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 区長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付の変更を決定し、港区介護事業運営費補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事故報告等)

第9条 補助決定事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助決定事業者は、区長の求めがあったときは、補助事業の遂行の状況を書面により報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第11条 区長は、補助決定事業者が提出する報告書及び調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定事業者に対して交付決定の内容に従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助決定事業者が前項の命令に違反したときは、補助決定事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第12条 補助決定事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は第7条第1項第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、区長が指定する日までに職員の住宅を確保するための経費及び手続代行経費については港区介護事業運営費補助金完了実績報告書(住宅確保)(第6号様式)を、それ以外の経費については、港区介護事業運営費補助金完了実績報告書(住宅確保以外)(第6号様式の2)を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区介護事業運営費補助金額確定通知書(第7号様式)により補助決定事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項第2号の規定により、区長が補助事業の中止又は廃止の承認をしたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (5) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還及び清算）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第13条の規定により補助金の額を確定したときは、次に定めるところにより、補助金の清算をするものとする。

(1) 既に交付した補助金が確定した補助金の額を超えるときは、期限を定めて、港区介護事業運営費補助金返還命令書（第8号様式）により、返還を命ずるものとする。

(2) 既に交付した補助金が確定した補助金の額に満たないときは、補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書により決定した額を上限とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、港区補助金等交付規則（昭和48年港区規則第4号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の港区介護事業運営費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

（1）特別養護老人ホームの運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費及びその申請手続きに要する経費	<p>1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。</p> <p>②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。</p> <p>③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。</p>
医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費	<p>1 民設の特別養護老人ホームに限り、定数を超えて事業所に配置されている看護師1人当たり、年額人件費の3分の2に相当する額と450万円のいずれか少ない方の額とする。</p> <p>2 1にかかわらず、年度を通して看護師を夜勤として配置等する場合は、1事業所当たり夜勤の看護師配置等に係る人件費と700万円（年度の途中から夜勤体制が整った場合においては、夜勤体制が整った日の翌日から当該年度の末日までの日数に19,000円を乗じた額）のいずれか少ない方の額とする。</p>
介護補助員に要する経費	<p>民設特別養護老人ホームに限り、介護を補助する介護補助員の人件費について、1事業所当たり、月額145,000円と実際に要した経費のいずれか少ない方の額。</p>

区長が別に定める 事業に要する経費	区長が別に定める額
----------------------	-----------

(2) 老人保健施設の運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保 するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
医療的ケアを実施 するための体制整備 に要する経費	1 定数を超えて事業所に配置されている看護師1人当たり、年額人件費の3分の2に相当する額と450万円のいずれか少ない方の額とする。 2 1にかかわらず、年度を通して看護師を夜勤として配置等する場合は、1事業所当たり夜勤の看護師配置等に係る人件費と700万円（年度の途中から夜勤体制が整った場合においては、夜勤体制が整った日の翌日から当該年度の末日までの日数に19,000円を乗じた額）のいずれか少ない方の額とする。
介護補助員に要す る経費	民設介護老人保健施設に限り、介護を補助する介護補助員の人件費について、1事業所当たり、月額145,000円と実際に要した経費のいずれか少ない方の額。
区長が別に定める 事業に要する経費	区長が別に定める額

(3) 認知症高齢者グループホームの運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

(4) 老人デイサービスセンターの運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。

	③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
介護補助員に要する経費	民設老人デイサービスセンターに限り、介護を補助する介護補助員の人件費については、1事業所当たり、月額145,000円と実際に要した経費のいずれか少ない方の額とする。
食事の提供に要する経費	民設老人デイサービスセンターに限り、1人当たりの食事提供に係る経費（おやつに係る経費を含み、当該経費は昼食の提供に要する経費と合わせて算定するものとする。）から500円を控除した額と600円のいずれか少ない方の額に年間実食数を乗じた額とする。 ただし、当該補助額について、利用者に負担を求めない場合に限り、区は補助を行うものとする。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

(5) (看護) 小規模多機能型居宅介護施設の運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
食事の提供に要す	1人当たりの食事提供に係る経費（おやつに係る経費を含

る経費	み、当該経費は昼食の提供に要する経費と合わせて算定するものとする。) から500円を控除した額と600円のいずれか少ない方の額に年間実食数を乗じた額とする。 ただし、当該補助額について、利用者に負担を求めない場合に限り、区は補助を行うものとする。
宿泊に要する経費	1人当たりの宿泊に係る経費から2,000円を控除した額と3,000円のいずれか少ない方の額に年間宿泊数を乗じた額とする。 ただし、当該補助額について、利用者に負担を求めない場合に限り、区は補助を行うものとする。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

(6) 夜間対応型訪問介護の運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円(港区内で住宅を確保する場合は112,000円)のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額(別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする)。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者(運営事業者の役員を除く。)であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営に要する経費

区分	補助金額
----	------

職員の住宅を確保するための経費	<p>1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。</p> <p>②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。</p> <p>③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。</p>
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

（8）ケアハウスの運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	<p>1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。</p> <p>②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。</p> <p>③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。</p>
医療的ケアを実施するための体制整備に要する経費	<p>1 定数を超過して事業所に配置されている看護師1人当たり、年額人件費の3分の2に相当する額と450万円のいずれか少ない方の額とする。</p> <p>2 1にかかわらず、年度を通して看護師を夜勤として配置等する場合は、1事業所当たり夜勤の看護師配置等に係</p>

	る人件費と700万円（年度の途中から夜勤体制が整った場合においては、夜勤体制が整った日の翌日から当該年度の末日までの日数に19,000円を乗じた額）のいずれか少ない方の額とする。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

（9）通所リハビリテーションの運営に要する経費

食事の提供に要する経費	1人当たりの食事提供に係る経費（おやつに係る経費を含み、当該経費は昼食の提供に要する経費と合わせて算定するものとする。）から500円を控除した額と600円のいずれか少ない方の額に年間実食数を乗じた額とする。 ただし、当該補助額について、利用者に負担を求めない場合に限り、区は補助を行うものとする。
区長が別に定める事業に要する経費	区長が別に定める額

（10）訪問介護の運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。

区長が別に定める 事業に要する経費	区長が別に定める額
----------------------	-----------

(11) 居宅介護支援事業所の運営に要する経費

区分	補助金額
職員の住宅を確保 するための経費	1戸当たり、月額家賃と月額82,000円（港区内で住宅を確保する場合は112,000円）のいずれか少ない方の額に8分の7を乗じた額（別表2に定める事業の定員数に応じた補助上限戸数までを上限とする）。ただし、次の要件を満たす場合に限る。 ①確保した住宅が勤務する事業所の周辺10km圏内に所在し、現に職員が当該住宅に居住していること。 ②運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること又は港区と災害時協定を締結していること。 ③入居している職員が、事業所に勤務する常勤職員又は常勤職員に準ずる者（運営事業者の役員を除く。）であること及び災害時において災害対策業務に従事すること。
区長が別に定める 事業に要する経費	区長が別に定める額

(12) 手続代行経費

補助金額
経費の補助を受ける事業所数に30万円を乗じた額と行政書士に報酬として支払った手続代行経費の額のいずれか少ない方の額。 ただし、第4条、第7条、第9条、第10条及び第12条に規定する手続に係る提出書類の作成及び区長への提出並びに、公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に係る提出書類の作成及び都知事への提出について、これらの事務を行政書士に代行させる場合に要する当該行政書士への報酬は、別件のものとして取り扱うことができる。 この場合においては、運営事業者が港区から福祉避難所の指定を受けていること、若しくは港区と福祉避難所として協定を締結していること、又は港区と災害時協定を締結していることを要件とする。

別表 2

職員の住宅を確保するための経費における定員数ごとの補助限度戸数

利用 定員数	0~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101~110	111~120
上限 戸数	4	5	6	7	8	9	10	11	12

様式（省略）